

お客様各位

熊本信用金庫

一定金額未満の預金口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱い開始および
預金規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では2023年4月3日より、個人および個人事業主のお客様を対象に、預金残高10,000円未満の口座解約手続きについて、一定の条件を満たす場合に限り、お届け印の押印を不要とする取扱いを開始いたします。

なお、併せて預金規定を下記のとおり改定いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 印鑑レスの取扱い内容

取扱開始日	2023年4月3日（月）
預金種類	普通預金（無利息型普通預金を含む）、納税準備預金、貯蓄預金 ※定期預金付き総合口座は除きます。
対象となるお客様	個人および個人事業主の方 ※ご本人さまによるお手続きに限りです。
対象となる要件	預金残高が10,000円未満の場合 ※出資配当金受取口座、ご融資返済口座は対象外です。
ご提示いただくもの	・ご通帳 ・キャッシュカード（発行している場合のみ） ・顔写真付き公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ※通帳を紛失されている場合は、お届け印での手続きが必要です。

※従来通りご通帳およびお届け印での手続きもお取扱いいたします。

※お取引の内容によりお届け印が必要になる場合がございますのでご了承ください。

2. 預金規定の改定 「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金共通規定」

追加内容
1.（解約等） （2）前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。なお、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。

くわしくは、窓口におたずねください。

